

議会運営委員会次第

平成25年12月3日(火)

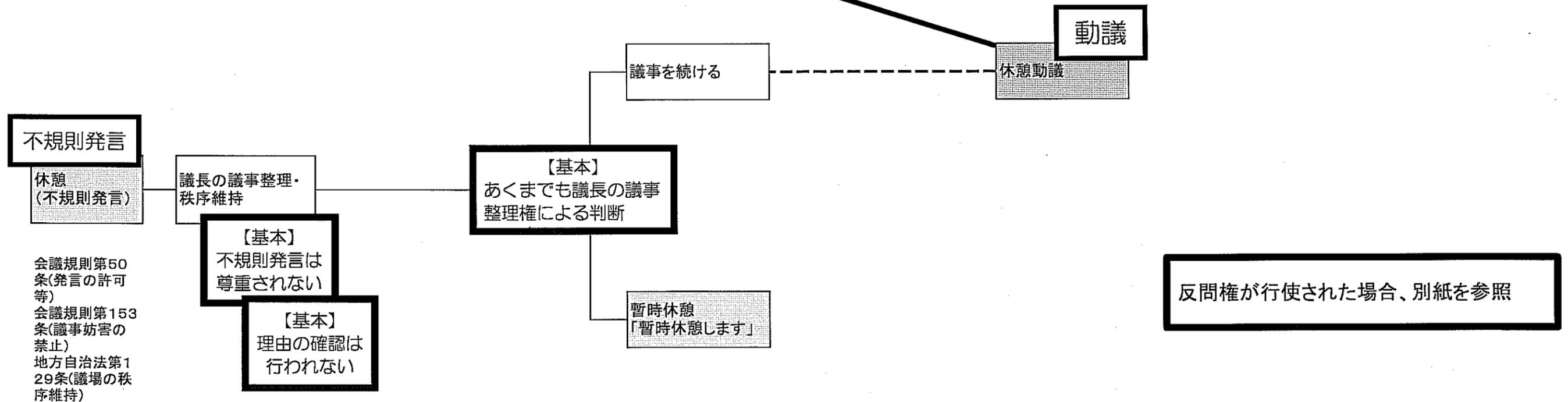
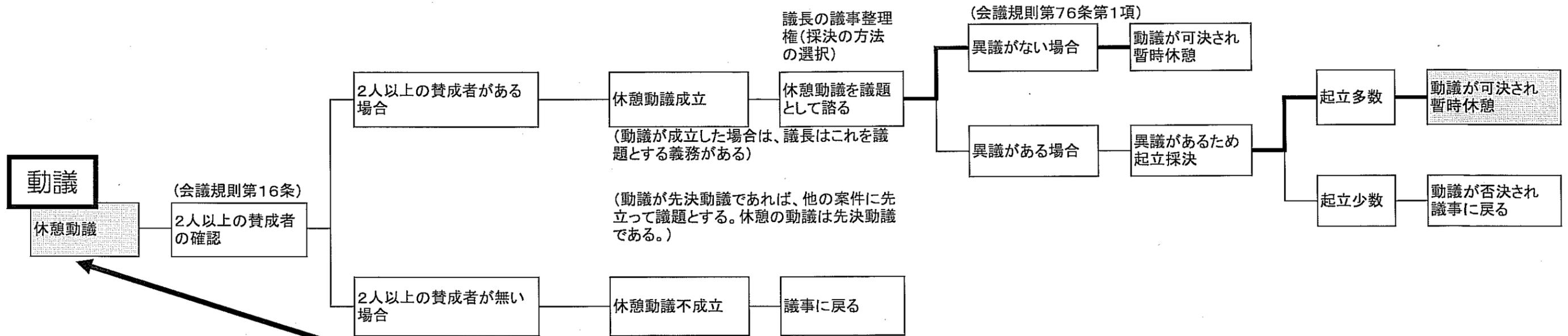
本会議休憩中

第3・4委員会室

(1) 本会議における休憩発言時の議事運営について

本会議における「休憩」発言時の議事運営

休憩について＝議員は動議提出権を持ち、議長もまた議事整理権に基づき休憩の宣告権を持っている。



反問権行使議長次第書（案）

【説明員の反問権行使の申し入れ】議会基本条例第11条第3項（※議長の許可を得て）
議長◎「ただいま（市長・副市長・〇〇部長）より反問の申し出がありましたので、議長において許可します。」

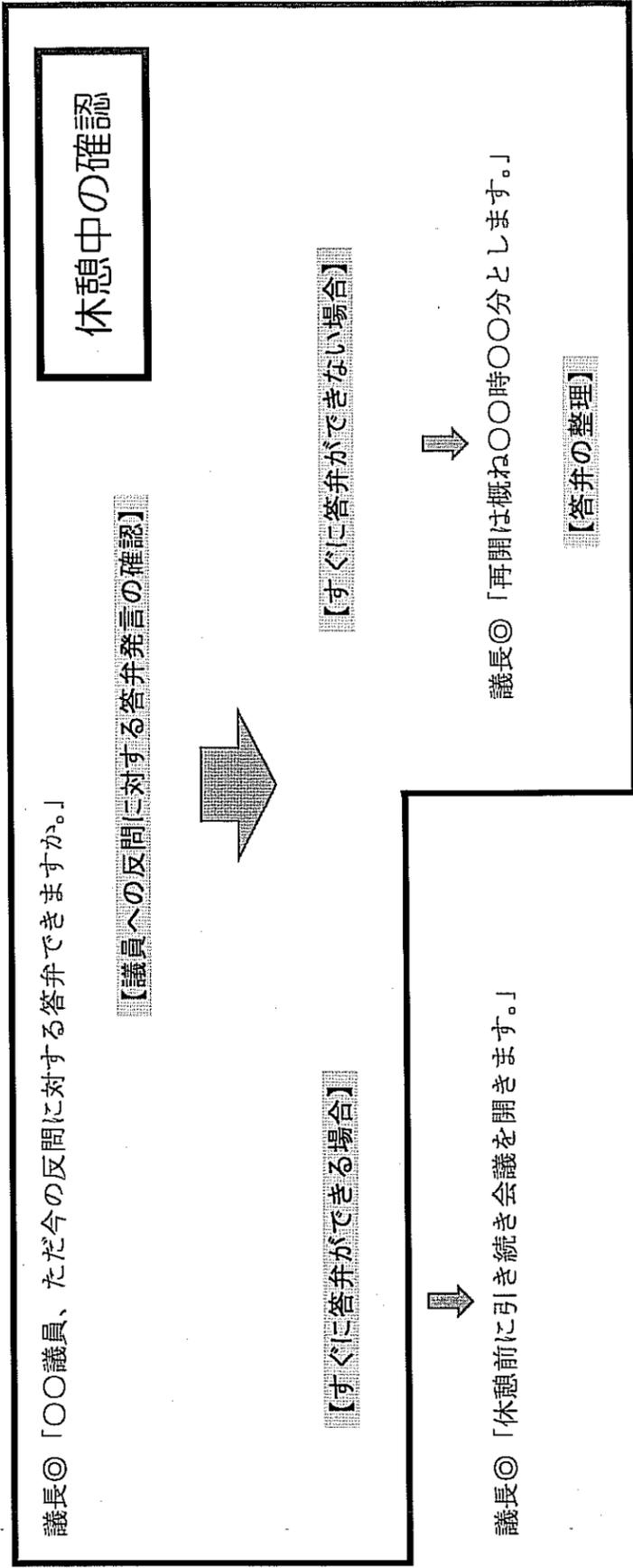


【説明員の反問権行使】

執行部◎「……についてお伺いします。」



議長◎「暫時休憩します。」



議長◎「休憩前に引き続き会議を開きます。」



議長◎「●●議員に申し上げます。反問に対する答弁を先にお願ひします。」



【反問に対する議員の答弁】



議長◎「執行部、再質問はありますか。」

【※再質問の有無の確認】



【説明員からの再質問がない場合】



議長◎「それでは、●●番●●議員、質問を続けてください。」

【説明員からの再質問がある場合】



【説明員の反問権行使】

執行部◎「……についてお伺いします。」



以下は上記の繰り返し